



議会の動き

- 2月 議会全員協議会
- 20日 議会運営委員会
- 3月 3月定例会本会議(初日)・議会全員協議会・議会運営委員会
- 3日 3月定例会本会議(第2日)
- 4日 3月定例会本会議(第3日)
- 6日 議会全員協議会
- 7日 教育福祉常任委員会
- 10日 経済建設常任委員会
- 14日 総務常任委員会
- 基地対策特別委員会・議会運営委員会
- 18日 3月定例会本会議(第3日)
- 19日 3月定例会本会議(第4日)
- 25日 3月定例会本会議(最終日)
- 4月 集委員会
- 15日 鹿児島県薩摩川内市議会議員来市
- 18日 議会全員協議会
- 5月 30日 議会報編集委員会
- 8日 群馬県前橋市議会議員来市
- 12日 議会運営委員会

3月25日、寺尾上土棚線の県道45号線から藤沢市境までの整備が完了し、4車線供用となりました。これにより、国道1号線まで4車線つながりました

市議会への請願や陳情

- ◆どなたでも提出できます
市民の皆さんは、身近で困っている問題について市議会にその実情を訴えることができます。これを請願や陳情といいます。
- ◆提出には、次のことに注意してください

《例》

〇〇〇に関する請願(陳情)

平成 年 月 日

綾瀬市議会議長 殿

紹介議員
(署名又は記名押印)

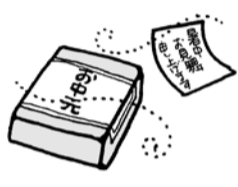
請願(陳情)者
住所 〇〇〇〇 印
氏名 〇〇〇〇 印

趣旨
理由

- ・書式は《例》を参考に、日本語で簡潔にまとめてください。内容が2件以上にわたるときは、1件ごとに提出してください。
- ・請願には、1人以上の紹介議員が必要ですが、陳情には必要ありません。
- ・請願(陳情)者が複数の場合は、代表者を決めてください。
- ・請願(陳情)は、必ず議会事務局へ持参してください。
- ・定例会初日前3日(土・日曜日、休日を除く)までに提出してください。郵送の場合は、請願(陳情)として受け付けることはできませんが、要望書として全議員に配付します。
- ・請願(陳情)者の住所・氏名は一般に公開されますので、あらかじめご了承ください。
- ・詳細や不明な点は、議会事務局へ問い合わせてください。

議員の暑中見舞状などの禁止

議員は、公職選挙法により市民に対し、答礼のための自筆によるものを除き、暑中見舞状、年賀状などの時候のあいさつ状(電報なども含まれます。)を出すことは禁止されています。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。



議会用語のミニ知識

「所管委員会に付託」

付託とは、議会の議決が必要となる事件(注)について、議会の議決に先立って詳しく検討を加えるために、所管の常任委員会や議会運営委員会、特別委員会に審査を委託することをいいます。

本市議会では、市長や議員から提出された議案などを、ほかに規定がある場合を除いて、本会議で提出者の説明を聞き、議員に質疑があるときは質疑をした後、所管の委員会に付託しています。

本会議では、すべての議員が議案などの大筋などについて審議している

【注】事件・・・地方議会で使われる統一用語で、議案や陳情などの案件のこと

6月定例会をあなたも傍聴してみませんか

6月定例会審議日程(予定)	
2日(月)	本会議(議案審議)
5日(木)	教育福祉常任委員会
6日(金)	経済建設常任委員会
9日(月)	総務常任委員会
11日(水)	基地対策特別委員会
16日(月)	本会議(一般質問)
17日(火)	本会議(一般質問)
18日(水)	本会議(一般質問 予備日)
20日(金)	本会議(委員長報告~採決)

- ・傍聴の際、希望の方には議案資料を貸し出します。資料は10部限りですので窓口での申し込み順となります
- ・開会時間は午前9時、20日(金)は9時30分になります
- ・日程や時間は変更することがありますので、議会事務局にお問い合わせください

今後の予定

9月定例会 9月2日～9月25日

12月定例会 11月27日～12月16日

議会事務局

☎0467-70-5644

Eメール su3110@city.ayase.kanagawa.jp